

# 安全 管理 規 程

自動車運送事業関係法（道路運送法及び貨物自動車運送事業法）の一部改正に伴い、  
当社の「安全管理規程を次のように制定し、平成 18 年 10 月 1 日付で施行します。

平成 18 年 10 月 1 日 制定  
平成 18 年 10 月 1 日 施行  
平成 20 年 10 月 1 日 改訂  
平成 22 年 7 月 1 日 改訂  
平成 23 年 4 月 1 日 改訂  
平成 26 年 7 月 1 日 改訂  
平成 27 年 7 月 1 日 改定  
令和 2 年 9 月 1 日 改定

事業所名： レンゴーロジスティクス株式会社  
〒555-0012 大阪市西淀川区御幣島2丁目15番28号



[制・改・廃の記録]

## 第1章 総 則

### 第1条（目的）

この規程は（以下「本規程」という）、道路運送法及び貨物自動車運送事業法<sup>\*1</sup>に基づき、輸送の安全を確保するために厳守すべき事項を定め、もって輸送の安全性向上を図ることを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本規程は、レンゴーロジスティクス株式会社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。ただし、当社における輸送の安全の確保についての運用は、運行管理規程、整備管理規程、運行マニュアル、マナーと安全等その他関係規程及びマニュアルと相俟つておこなうものとする。また、関係法令を遵守すること。

### 第3条（人命の尊重）

社員は、「人命の尊重を最優先し、交通安全はもとより、安全な職場環境づくりに取り組みます。」という企業姿勢を実践し、輸送の安全の確保に努めること。

## 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### 第4条（輸送の安全に関する基本的な方針）

社長は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan - Do - Check - Act）を確実に実施し、安全対策を常に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、ホームページ等を通じ積極的に公表する。

### 第5条（輸送の安全に関する重点施策）

前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および「本規程」に定められた事項を遵守すること
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを確實に実施すること。
- (6) 協力会社を利用する場合にあっては、協力会社の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。さらに協力会社と長期契約を締結する等密接な関係にある場合は、可能な範囲において、協力会社の輸送の安全性向上に努力するよう努める。

#### 第6条（輸送の安全に関する目標の設定）

前条に掲げる施策に基づき、目標を策定する。

#### 第7条（輸送の安全に関する計画の作成）

前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するためには必要な計画を作成する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業実施およびその管理体制

#### 第8条（社長等の責務）

- 1 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善の指示を行う。

#### 第9条（社内組織）

次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
  - (2) 統括運行管理者および運行管理者
  - (3) 整備管理者
  - (4) その他必要な責任者
- 2 各運輸部長は、安全統括管理者又は統括運行管理者の命を受け輸送の安全の確保に関し、管内所長を統括し指導監督を行う。
  - 3 営業所長は、管轄運輸部長の命を受け輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し指導監督を行う。

- 4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、安全管理規程附則による。

#### 第10条（安全統括管理者の選任および解任）

執行役員、取締役（事実運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者）のうち貨物自動車運送事業法輸送安全規則第2条6項に規定する要件を充たす者の中から安全統括管理者を選任する。なお、選任された安全統括管理者は中央安全衛生委員会の委員長とする。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - (2) 身体の故障、その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - (3) 関係法令の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが、輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

#### 第11条（安全統括管理者の責務）

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最重要という意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保についての実施および管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を確實に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて、隨時内部監査を行い、社長に報告すること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善措置を講ずること。
- (7) 運行管理規程に定める運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理規程に定める整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第12条（代務者の選任および責務）

安全統括管理者が病気等の理由により、その職務を遂行できない場合は、安全統括管理代務者をおくことができる。なお、代務者は社長が適任者を指定し、その者が臨時にその職務を代行する。

## 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

### 第13条（輸送の安全に関する重点施策の実施）

安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

### 第14条（輸送の安全に関する情報の共有および伝達）

安全統括管理者は、社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有できるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず直ちに関係者に伝え適切な対処策を講ずる。

### 第15条（事故、災害等に関する報告連絡体制）

事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別に定める運行管理規程附則による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、統括運行管理者、社長又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

### 第16条（輸送の安全に関する教育および研修）

第6条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

### 第17条（輸送の安全に関する内部監査）

安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した

場合、その他特に必要と認められる場合には緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

#### 第18条（輸送の安全に関する業務の改善）

安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全のために必要と認める場合には、輸送の安全のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保のための措置を講じる。
- 3 安全管理規程および法令違反等を指示又は犯した者に対しては、就業規則第79条又は第80条に準じた処分を科す。

#### 第19条（情報の公開）

輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制および他の組織体制、輸送の安全に関する教育および研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置および講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後100日以内にホームページ等で外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

#### 第20条（輸送の安全に関する記録の管理等）

本規程は、業務の実態に応じ、中央安全衛生委員会において、定期的および適時適切に必要な見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は適切に行う。

〔注釈〕

\*1 貨物自動車運送事業法

(輸送の安全性の向上)

第 15 条 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全の向上に努めなければならない。

(安全管理規程)

第 16 条 一般貨物自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く）は安全管理規定を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない、これを変更しようとするときも同様とする。

貨物自動車運送事業法輸送安全規則

第 2 条

(安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模)

(3) 貨物自動車運送事業法第 16 条第 1 項の国土交通省令で定める規模は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数が二百両であることとする。

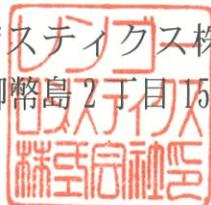
(安全管理規程の届出)

(4) 貨物自動車運送事業法第 16 条第 1 項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとするものは、貨物の運送を開始する日（事業計画の変更により前条に規定する規模以上となる者にあっては、当該計画の実施予定日）までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない

# 安全管理規程附則

平成 18年 10月 1日 施行  
平成 19年 7月 1日 改訂  
平成 20年 7月 1日 改訂  
平成 20年 10月 1日 改訂  
平成 22年 3月 1日 改訂  
平成 22年 7月 1日 改訂  
平成 23年 4月 1日 改定  
平成 26年 7月 1日 改定  
平成 27年 7月 1日 改定  
平成 30年 4月 1日 改定  
令和 2年 9月 1日 改定

事業所名： レンゴーロジスティクス株式会社  
〒555-0012 大阪市西淀川区御幣島2丁目15番28号



# 第1章 総 則

## 第1条（目的）

この規程附則は、交通および構内労働災害に対する事業主の基本姿勢と管理者および運転者が行うべき対策等を明確にするとともに、対策等を積極的に推進することにより、交通および構内労働災害の防止を図ることを目的とする。

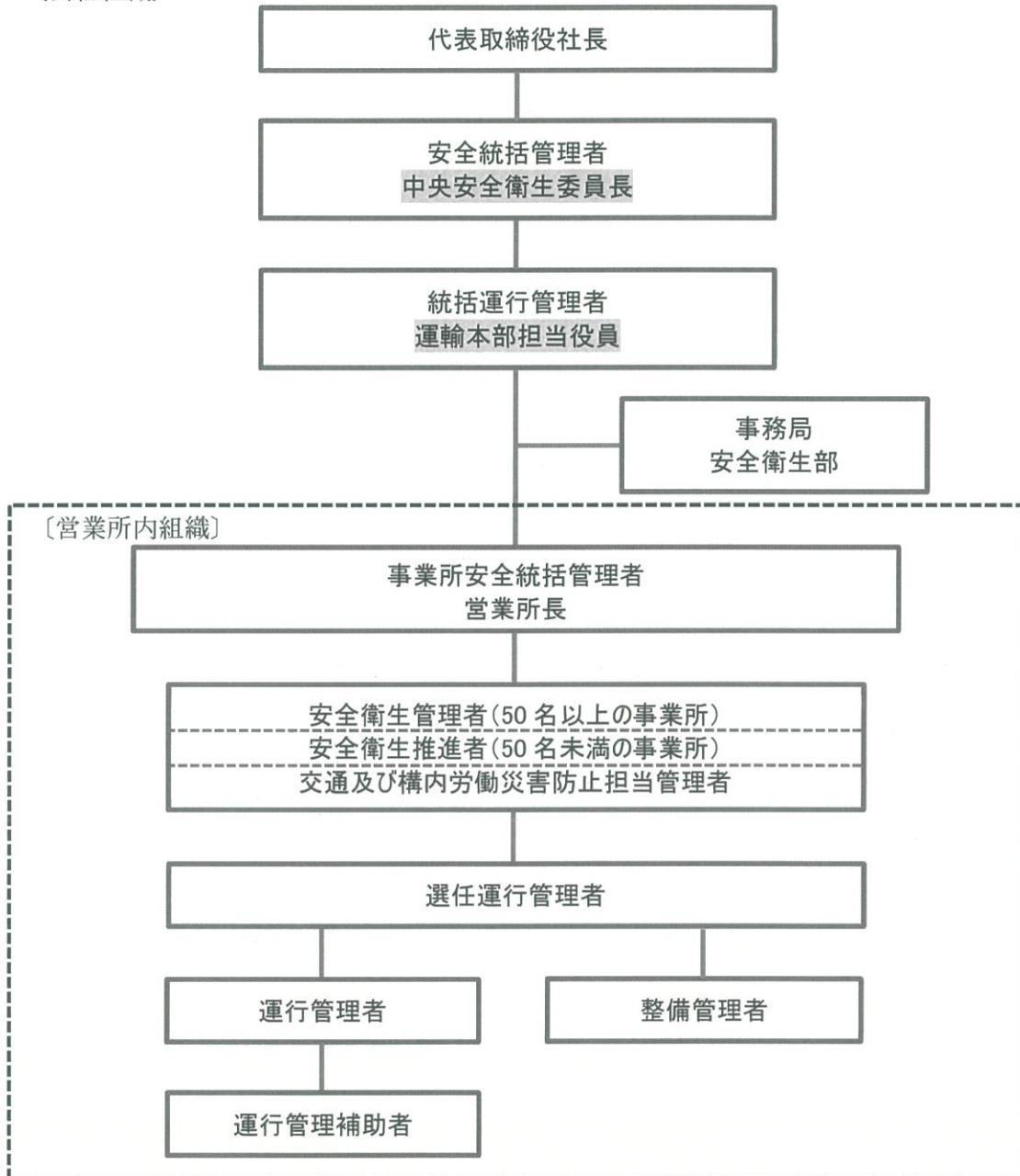
## 第2条（安全管理体制等）

労働安全衛生法および貨物自動車運送事業法に基づき、交通および構内労働災害防止担当管理者、安全衛生管理者または推進者および運行管理者、整備管理者を選任し、それぞれが事業場における安全衛生管理の業務および安全な運行の管理を行う。

- 2 交通および構内労働災害防止対策を効果的に実施するため、交通および構内労働災害防止担当者と連携し、一体となって管理を行う。
- 3 統括運行管理者の責務は次の事項とする。
  - (1) 全社員に法令遵守と輸送の安全確保が最重要という意識を徹底させる。
  - (2) 輸送の安全確保についての実施、管理体制を確立し維持する。
  - (3) 随時、経営トップに報告するとともに、必要な改善意見を具申する。
  - (4) 運行管理者や整備管理者の統括管理を行う。
  - (5) 社員に対する必要な教育・研修を実施する。
- 4 交通および構内労働災害防止担当管理者は次の業務を行う。
  - (1) 交通および構内労働災害防止推進計画の作成
  - (2) 適切な労働時間等の管理及び走行管理
  - (3) 教育等の実施、安全意識の高揚等
  - (4) 交通および構内労働災害発生時の処理、再発防止対策

管理組織は次とする。

[会社組織]



## 5 安全衛生委員会の設置

- (1) 交通および構内労働災害を防止し、より円滑で安全な業務を推進するため、事業所総括管理者（所長）、安全衛生管理者または推進者、選任運行管理者、選任整備管理者および運転者代表をもって安全衛生委員会を設置する。
- (2) 同委員会は安全衛生に関する事項、交通事故に関する事項等について分析、審議する。

- 6 交通および構内労働災害の防止を効果的に推進するために安全衛生委員会で調査審議の上、次の事項について定める交通および構内労働災害防止推進計画を作成する。
  - (1) 過去の交通および構内労働災害の発生状況等を考慮した具体的な目標
  - (2) 基本的実施事項
  - (3) 重点とする実施事項
  - (4) 実施事項の実施時期又は実施期間
  - (5) 実施責任者及び実施者

## 第2章 権限及び職務

### 第3条 (権限)

交通および構内労働災害防止担当管理者及び安全衛生管理者または推進者、運行管理者及び整備管理者（以下「管理者等」という。）は、この規程に定める職務を遂行するためには必要な指揮命令権を有するものとする。

- 2 管理者等は、交通事故防止及び安全運行の確保に関する必要な事項を担当役員に助言することができるものとする。担当役員は管理者等から助言があった時は、これを尊重しなければならない。

### 第4条 (職務)

管理者等は、労働安全衛生法、貨物自動車運送事業法に規定する事項及びこの規程に定める事項について誠実公正にその職務を遂行しなければならない。

- 2 運転者は、交通および構内労働災害を防止するため、事業者、管理者等の指示等の必要な事項を守るほか、実施する交通労働災害に関する措置に協力することにより、交通および構内労働災害防止に努めるものとする。

### 第5条 (適正な労働時間等の管理・走行管理)

管理者等は、運転者の疲労による交通労働災害を防止するため、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づき運行管理を行う。

- 2 貨物自動車運転者の拘束時間は1日について13時間、1ヶ月について293時間以内とする。ただし、労使協定における月度の最大時間までは可能である。
- 3 運転時間は2日を平均して1日当たり9時間以内、2週間を平均して1週間あたり44時間以内とする。
- 4 連続運転時間は4時間以内とする。

## 第6条（運行計画書の作成）

運行経路、連続運転時間、休憩時間、荷役時間、手待時間、睡眠時間等が明確にされた運行計画書を作成する。

- 2 事前に運行経路を調査し、交通渋滞・交通障害・事故多発箇所・事故発生の恐れのある個所を明確にし、運転者に警告する。また、必要があれば、運行経路変更を指示する。
- 3 運行後、運転日報・安全運転日報・運賃日報・ETC 利用履歴明細表等を運転者に提出させ、次の事項等を確認の上、運行計画に従って適切な運行がなされているかを確認し、必要に応じて指示・指導を行う。
  - (1) 運転従事時間はどうか。
  - (2) 実労働時間はどうか。
  - (3) 連続運転時間はどうか。
  - (4) 休憩時間はどうか。
  - (5) 社速を超えて走行していないか。
  - (6) 急加速、急減速はしていないか。
  - (7) 居眠り運転と思われる兆候はないか。

## 第7条（健康診断）

運転者に対して雇入れ時及び年 2 回の定期健康診断を実施し、その結果に基づいて健康状態を総合的に把握し、必要に応じて受診指導や保健指導を行う。

- 2 健康障害が発見された場合には、その所見、程度により事後措置を徹底する。

## 第8条（点呼）

安全な走行を確保するため、乗務前・乗務後・中間点呼を以下の点に留意しながら確実に実施し、必要に応じて適切な指示を行う。

- (1) 乗務前点呼
  - ① 所定のアルコール検知器の使用の有無確認。
  - ② 酒気帯びの有無がわかるようアルコール検知数値の確認。
  - ③ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等健康状態の確認。
  - ④ 日常点検の状況の確認。
  - ⑤ 運行経路、経路中における運行上注意すべき箇所の指示。
  - ⑥ 運行及び荷役作業に当つて注意すべき事項の確認。
  - ⑦ 予想される天候等に応じた注意事項。
- (2) 乗務後点呼

- ① 所定のアルコール検知器の使用の有無確認。
- ② 酒気帯びの有無がわかるようアルコール検知数値の確認。
- ③ 運輸日報・運転診断結果・運賃日報及び給油レシート等の提出を求める。
- ④ 道路及び運行状況、運行中における車輌の状態確認。
- ⑤ 運行経路における交通状態・道路工事等の障害、交通事故等の状況。
- ⑥ 運行途中におけるヒヤリ・ハット等の報告。

(3) 中間点呼

運行が2泊3日以上の場合には、毎日指示時間に運行管理者等に電話等をさせて点呼を行う。その際には、以下の内容を報告させる。

- ① 携行させている簡易型アルコール検知器の使用の有無確認。
- ② 酒気帯びの有無がわかるようアルコール検知数値の確認。
- ③ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等健康状態の確認。
- ④ 作業の遂行状況。

## 第9条（点検）

自動車等の安全を確保するため、「自動車点検基準」に基づき、次の要領で点検を行う。

(1) 運行前点検

- ① 「自動車点検基準」に定められた個所・・・運行マニュアル「日常点検整備（運行前）」順守。
- ② ロープ・ワイヤー、荷締め器等の点検。

(2) 途中点検

長距離運行の場合は、運行経路の途中において自動車及び積荷状態について点検を行わせること。なお、運行中の点検については運行計画に盛り込むこと。

(3) 終業点検

運行後、運行前点検に準じた点検を実施し、異常を発見した時は修理その他の措置を講ずること。

## 第10条（安全パトロールの実施）

管理者等によるパトロールを行い、営業所の安全管理業務及び帳票管理等の状態、不適切な運転操作を行っている運転者に対して必要な指導を行う。

## 第11条（運転適性検査）

運転者の持つ生理的・心理的運転特性及び弱点（ドライバーの性格、安全運転態度、認知・処理機能、視聴覚機能等）を科学的に把握し、安全運転に役立つようアドバイスを与える

ため、自動車事故対策センター等国土交通大臣が認定する運転適性検査を受診させる。

2 受診時期は次のとおりとする。

- ① 運転者を雇入れたとき（初任診断）
- ② 重大な交通事故を発生させたとき（特定診断Ⅰ）
- ③ 60歳定年後、再雇用するとき（適齢診断）
- ④ 運転者全員2年以内ごと（一般診断／ナスバネット）

### 第3章 教育及び訓練

#### 第12条（交通労働災害防止管理教育）

管理者等に対して、労働安全衛生法に基づく指針の定めや貨物自動車運送事業輸送安全規則の定めるところにより能力向上のための教育、研修を実施する。

2 交通労働災害防止に関する適切な管理や指導を行える安全運転に関する知識・技能の向上を図る専門的な教育及び交通労働災害防止のための規程の内容等について教育を行う。

#### 第13条（雇入れ時等の教育）

新規雇入れ運転者に対して労働安全衛生法第59条第1項の規程により行う雇入れ時教育において、交通法規の遵守、運転時の注意事項、運行前点検の励行等の運転者が遵守すべき事項について教育を行うとともに、主任・課長・所長等が添乗することにより、安全運転の実技指導を行う。

2 教育内容に次の事項を含める。

国土交通省通知第1366号に準拠した指導、教育を座学及び実車を用いることにより実施する。

- ① トラックを運転する場合の心構えについて
  - ② トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項について※
  - ③ トラックの構造上の特性について ※
  - ④ 貨物の正しい積載方法について ※
  - ⑤ 過積載の危険性について ※
- ※ 積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導
- ⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項について
  - ⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況について
  - ⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法について
  - ⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転について

- ⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法について
- ⑪ 健康管理の重要性について
- ⑫ 安全性の向上を図るための運転支援装置を備える事業用自動車の適切な運転方法について
- ⑬ 添乗又はデジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの記録での運転状況確認による安全な運転方法の指導、教育

3 フォローアップ教育として入社1年間は定期的に個別面談を実施する。

面談のテーマに次の事項を含める。

- ① 点検、整備の手順の習得状況の確認
- ② 荷に対する知識の習得状況の確認
- ③ 積込、荷降し手順の習得状況の確認
- ④ 運行マニュアルの習得状況の確認
- ⑤ 交通危険予知訓練による安全運転度合いの確認
- ⑥ 災害危険予知訓練による安全作業度合いの確認
- ⑦ 添乗による安全運転度合いの確認

#### 第14条 (安全教育)

「決めたこと」「決められたこと」が守られていると事故・災害・クレームは撲滅できる、という大原則の上に立ち「決めたこと」「決められたこと」が守られる風土づくりをめざす。

##### 〔会議〕

1. 定例全体会議
  - ・ 「決められたこと」が守られているかを確認し、出入先からの情報をフィードバックする。
  - ・ 新たに「決められたこと」について確認する。
2. 定例役職者（職制）会議
  - ・ 個別面談の結果をフィードバックし、感想を聞く。
  - ・ 新たな社内ルール、マナーを検討する。
3. 個別面談
  - ・ 「決められたこと」について意見を聞き、会社の方針を説明する。また、建設的な意見については、取り上げる。

附則 本規程は、平成 18 年 10 月 1 日から実施する。

平成 19 年 7 月 1 日 改訂

平成 20 年 7 月 1 日 改訂

平成 20 年 10 月 1 日 改訂

平成 22 年 3 月 1 日 改訂

平成 22 年 7 月 1 日 改訂

平成 23 年 4 月 1 日 改定

平成 26 年 7 月 1 日 改定

平成 27 年 7 月 1 日 改定

平成 30 年 4 月 1 日 改定

令和 2 年 9 月 1 日 改定